

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立大学財務・経営センター】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日25日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立大学財務・経営センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学(東京地区)、大阪大学(大阪地区)に24年4月に売却した。 ○ 学術総合センターの1, 2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学(東京地区)、大阪大学(大阪地区)に24年4月に売却した。 ○ 学術総合センターの1, 2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 当センターが保有する実物資産(東京連絡所)は、その必要性について、センター内で不断の検討を行い、資産を有効に活用している。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図ることにより効率的な業務運営を確保し、管理部門経費を削減(年間:8,605千円)している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図ることにより効率的な業務運営を確保し、管理部門経費を削減(年間:8,605千円)している。

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>● 海外事務所は保有していない。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 職員研修・宿泊施設は保有していない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、一般競争入札等に移行している。</p> <p>● 1社応札・応募への対策として、①入札公告を当センターのホームページに掲載、②文部科学省のホームページにリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p> <p>・平成22年度の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争入札等41,901千円(85.7%)、競争性のない随意契約6,966千円(14.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争入札等9件(81.8%)、競争性のない随意契約2件(18.2%)</p> <p>・平成23年度の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争入札等42,260千円(90.7%)、競争性のない随意契約4,319千円(9.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争入札等10件(90.9%)、競争性のない随意契約1件(9.1%)</p> <p>・平成24年度の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争入札等30,509千円(91.2%)、競争性のない随意契約2,962千円(8.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争入札等5件(83.3%)、競争性のない随意契約1件(16.7%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立大学財務・経営センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 関連法人なし</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 東京連絡所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 研究開発事業を実施していない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。また、当センターに設置されている契約監視委員会において契約の点検等を実施している。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。また、当センターに設置されている契約監視委員会においても契約の点検等を実施している。 ● 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、当センターのホームページへの掲載、審査基準の競争参加者への配布など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。 ● 1社応札・応募への対策として、①入札公告を当センターのホームページに掲載、②文部科学省のホームページにリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。 ● 監事監査において、内部統制や経費の削減状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況等の適正性の監査を実施し、また、内部監査室を設置し、業務運営の適正性、効率性及び有効性を監査するとともに、会計経理の適正性を監査している。
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当センターの給与制度は国家公務員に準拠しており、国家公務員給与の臨時特例措置を踏まえ、役職員の給与改定を行った。 ● 当センターの給与制度は国家公務員に準拠しており、国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取り組んでいる。なお、平成24年度の役職員給与に係るラスパイレズ指数は108.7(平成23年度:107.4)であるが、これは、千葉県千葉市にある本部と東京都千代田区にある東京連絡所が勤務地となっており、それぞれ地域手当(10%及び18%)が支給されていることから国家公務員と比較した場合、高くなっている。在勤地域を勘案した指数は98.1(平成23年度:95.9)であり、地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員を下回る給与水準となっている。
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、理事長、理事及び監事の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、当センターのホームページ等において個別の額を公表している。
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事監査において、国家公務員に比べ給与水準が適切であるかどうかについてチェックを行うとともに、年度計画に定めた人件費削減計画どおりに削減がなされているかどうかについて併せてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会において、その給与水準の適切性について確認している。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 一般管理費(退職手当を除く。)については、前年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)については、前年度予算に比較して1%以上の削減を図る目標を設定した。なお、人件費については、業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行うことにより、抑制を図っている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 健康診断費用への費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとなっている。また、職員の諸手当については、従来から国家公務員に準じた規則等を制定し、その実施にあたっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事業費等については、当センター内で所要額の見積りの考え方を十分検討し、必要な経費を積算段階から精査するとともに、執行段階においても予算の執行状況に関する確認等を実施し、効率的・効果的な執行を行うなど、予算の透明化、合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 内部監査については、平成19年度に内部監査室を設置し、業務運営の適正性、効率性及び有効性を監査するとともに、会計経理の適正性を監査している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 該当なし。特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業は実施していない。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	● 該当なし。協賛、寄附等が見込める事業は実施していない。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 該当なし。自己収入の拡大につながるような知的財産は保有していない。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● (複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、)当センターは、効率的な事業実施や実施過程等の更なる透明化を図るため、運営評議会や国立大学財務・経営支援懇談会等有識者から成る第三者委員会を設置し、事業実施後の検証を行うとともに、新たな事業内容等を決定する際にはその検証結果を反映させる等効果的な外部評価の仕組みを導入している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 該当なし。複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。

No.	34	所管	文部科学省	法人名	国立大学財務・経営センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し（承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性和資金調達の現状にかんがみて当面継続する。	2a	事業については将来的に廃止することも含め検討していたが、平成25年1月24日の閣議決定において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）の当面凍結を受け、現在検討を見送っているところ。 国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性和資金調達の現状にかんがみ、さらに文部科学省独立行政法人評価委員会において当該事業の必要性が認められていることを踏まえ、当面必要な事業を行うため、平成25年度は関連予算を計上。（平成25年度予算：54,692,335千円[うち運営費交付金：92,335千円、財政融資資金：54,600,000千円]）	政府等における独立行政法人の組織の在り方についての検討状況を踏まえつつ、検討を進める。
02 施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し（旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性和資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。	2a	事業については将来的に廃止することも含め検討していたが、平成25年1月24日の閣議決定において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）の当面凍結を受け、現在検討を見送っているところである。 国立大学法人が直面する施設整備の必要性和資金確保の困難性等にかんがみ、さらに文部科学省独立行政法人評価委員会にて当該事業の必要性が認められていることを踏まえ、当面必要な事業を行うため、平成25年度は関連予算を計上。（平成25年度予算：運営費交付金：32,798千円）	政府等における独立行政法人の組織の在り方についての検討状況を踏まえつつ、検討を進める。
	事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。	1a	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。	措置済み
03 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。	1a	23年度限りで廃止とし、24年度予算に関連予算を計上せず。	措置済み
		22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。	1a	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運営業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運営業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。	1a	キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学（東京地区）、大阪大学（大阪地区）に24年4月に売却した。（政府出資等に係る不要財産の売却額 東京地区：507,859千円、大阪地区：359,709千円）	措置済み
05 事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。	1a	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。（政府出資等に係る不要財産の売却額 263,180千円）	措置済み
	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	1a	大学評価・学位授与機構とともに国立大学財務・経営センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共有化を図っている。	措置済み
07 法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。	2a	平成26年3月を目途に国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、大学入試センターと大学評価・学位授与機構の統合後の法人に移管するために必要な検討を具体的に進めていたが、平成25年1月24日の閣議決定において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）の当面凍結を受け、検討を見送っているところである。	政府等における独立行政法人の組織の在り方についての検討状況を踏まえつつ、検討を進める。

No.	34	所管	文部科学省	法人名	国立大学財務・経営センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	奨学寄付金の受入れ及び配分	融資等業務に密接に関連する業務に特化することとしたことに伴い、平成21年3月までに寄附金の受入れ及び配分事業を廃止する。	1	平成21年3月末をもって、寄附金の受入れ及び配分事業を廃止した。	措置済み
2	事務及び事業の見直し	民間資金導入の検討	財政投融資資金によるほか、民間資金の活用の観点から、現在進めている病院PFI事業（パイロットモデル）の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院PFI導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金導入について検討することとし、平成20年度内に一定の結論を得る。	1	国立大学法人等における病院PFI事業については、パイロットモデルとして筑波大学附属病院が平成20年度に事業契約締結を行ったところであり、その取組を進めている。また、小規模な設備の整備については、各国立大学法人が民間金融機関からの資金導入を活用できることとした。	措置済み
3	事務及び事業の見直し	保有資産の見直し（キャンパス・イノベーションセンター）	キャンパス・イノベーションセンターの管理・運營業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成20年度末までに結論を得る。	1	平成21年度よりキャンパス・イノベーションセンターの管理・運營業務を廃止し、平成23年度までの間は経過措置として、その土地・建物の一部を所有している東京工業大学、大阪大学が管理・運營業務を行うこととした。さらに、平成22年12月の閣議決定を踏まえ、経過措置終了後の建物の売却や他機関への移管等の準備を進めた結果、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学（東京地区）、大阪大学（大阪地区）へ平成24年4月に売却した。	措置済み
4	事務及び事業の見直し	事務所の見直し（学術総合センター内の会議室）	平成21年3月までに学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について検討する。	1	当法人の運営評議会委員や国立大学等の利用者から意見聴取し、検討を行った結果、引き続き当センターにおいて管理運営を行うこととしたが、平成22年12月の閣議決定を踏まえ、一橋大学へ平成24年5月に売却した。	措置済み
5	組織の見直し	組織体制の整備	平成18年度に行った事務・事業の見直し結果等を踏まえ、引き続き、業務の重点化や効率化に取り組むとともに、人件費削減を推進するため、部課等の再編や人員配置の合理化等について検討を行う。	1	平成18年度の事務・事業の見直し等を踏まえ、平成19年度以降、セミナー・研修事業や財務・経営に関する情報提供等などの事業の廃止により業務の重点化・効率化を図るとともに、平成24年度においては、5月に完了した大学共同利用施設の売却による当該施設の管理・運營業務の移管及びセンターの今後の事業展開等を踏まえ、事務組織の見直し及びプロパー職員の新規採用を行った。	措置済み
6	運営の効率化及び自律化	既存事業の見直し	運営費交付金を充当して行う業務について、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。	1	文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画には、毎年、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、適正に執行しつつ、年度計画以上の効率化を達成している。また、平成24年度においては、一般管理費については、学術総合センター建物管理等業務や千葉本部の賃貸借などの契約内容の見直しや消耗品費の削減等を行ったことにより、一般管理費の決算額において、16.0%の効率化を達成した。また、事業費については、広島大学跡地管理経費の削減、例年印刷製本していた印刷物の電子化等の実施により、事業費の決算額において、44.0%（研究部廃止分を除くと13.0%）の効率化を達成した。	措置済み
7	運営の効率化及び自律化	管理運営費の効率化	大学共同利用施設の管理運営費等について業務の効率化を図ることとし、その具体的な成果について、引き続き毎年度公表することとする。	1	業務の効率化の成果については、毎年度、業務実績報告書などにおいて公表を行っている。	措置済み